

契 約 の 条 件

1 予定食数 1日平均約35食(本校生徒・教職員分)
(年度、月、日により上下があります)

2 給食日数 年間約130日

3 給食時間 17:00～19:30

4 喫食場所 食堂
食器に盛りつけ、カウンターから渡す
食堂内は学校で対応

5 食堂の清掃 厨房は受託者、食堂は委託者

6 材料 一部前日までの納品がある

7 契約締結の条件

委託者の認める保証人1名を定めなければならない。

保証人は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する営業許可を受けたものでなければならない。

保証人は、受託者において、万一契約履行上不都合があった場合、又は労働争議、火災、天変地異、その他の事情により、履行が不可能になった場合には、受託者に代わって業務を履行する者である。

8 委託料の支払い

委託料は、請求書に基づき、前月分を翌月末までに支払うものとする。

9 その他

給食開始日までに、委託者と受託者は協議して、事前研修を行うとともに、必要に応じて情報共有及び研修の機会を設ける。

昼食時の食堂営業をお願いします。(関係法令を遵守すること)

この場合、目的外使用許可とし、使用料は免除する。

目的外使用許可にかかる光熱水費については、業者負担とする。